

同一労働同一賃金の最高裁5判決を 水町教授が読み解く緊急セミナー(リアル・WEB)

—適正な人事・労務管理のために—

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを定めたパート・有期労働法は、大企業には既に適用され、中小企業にも令和3年4月に適用されます。

一方、不合理な待遇差の代表的事件として、いわゆる「同一労働同一賃金」を巡って争われてきた5事件〔「メトロコマース」「大阪医科薬科大学」「日本郵便(東京)」「日本郵便(大阪)」「日本郵便(佐賀)」※事件の概要等は裏面〕の最高裁の判決が、来る10月13日、15日に言い渡される運びとなりました。

そこで、当連合会では、これら判決の内容・考え方等を「いち早く」「正しく」「分かり易く」をキーワードに、我が国の同一労働同一賃金の第一人者である水町勇一郎東京大学教授に解説していただく緊急セミナーをリアル方式とWeb方式により開催します。

この機会に、人事・労務管理上の重要な指針となるであろう当該判決内容を正しくご理解いただき、適正な労務管理に万全を期していただければ幸いです。経営者や人事・労務担当者などの実務家はもとより、弁護士、社会保険労務士、中小企業診断士などの労働関係の専門家、労働関係行政に携わる公務員・行政関係者、労働法学者・研究者・ゼミ学生はもとより、当の有期雇用労働者、有期雇用労働者を組織する労働組合などの皆さんにも聴講・視聴をお勧めします。



【リアルセミナー】

日時：10月21日(水) 10:00~12:00
場所：一橋講堂(東京都千代田区一ツ橋 2-1-2)
講師：水町勇一郎教授(東京大学社会科学研究所)
定員：先着220名(コロナ対策として
会場定員の半数以下で開催)

【Webセミナー】

■ライブ方式：リアルセミナーを同時配信。
※質疑応答部分も視聴可。質問不可。
■オンデマンド方式：リアルセミナーの録画を配信。
※視聴可能期間：10月23日(金)09:00
~同月28日(水)17:00

【受講料】 ■いずれも3,000円(税込み)。リアルセミナーは、資料代を含みます。Webセミナーの資料は、受講票に記載のアドレスから各自でダウンロード。※コンビニ払いには別途手数料220円が加算されます。

【受講(視聴)申込み】 ■Webに限ります。

受付開始：10月5日(月)09:00

受付終了：お支払の種類や支払方法によって異なります。

下記日時までにお支払いいただかないと受講・視聴できません。

コンビニ払い：10月17日(土)23:59

クレジット払い：10月18日(日)23:59

お申し込みや詳しい内容はこちら



<https://mizumati-seminar-20201021.peatix.com>



主催：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(略称:全基連)
東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル ☎03-5283-1030 FAX03-5283-1032
URL:<https://www.zenkiren.com/>
共催：公益社団法人東京労働基準協会連合会ほか都道府県労働基準協会(連合会)等

【講師プロフィール】

水町 勇一郎(みずまち ゆういちろう)佐賀県出身 1967年生まれ。

■東京大学社会科学研究所教授。東京大学法学部卒業後、東北大学法学部助教授、東京大学社会科学研究所助教授・准教授を経て現職(2010年～)。パリ第10大学客員教授(1999年～)、ニューヨーク大学客員研究員(2002年～)も歴任。

■「働き方改革実現会議」の枢要な構成員として、「同一労働同一賃金ガイドライン」の策定に奔走された、我が国の同一労働同一賃金の第一人者。歯切れのよい語り口と分かり易い解説に定評がある。

■近年の主要な著書(単著)『労働法入門(新版)』(岩波新書、2019年6月)、『詳解労働法』(東京大学出版会、2019年9月)、『同一労働同一賃金のすべて(新版)』(有斐閣、2019年9月)、『労働法(第8版)』(有斐閣、2020年3月)

事件名(略称)	最高裁での争点(概要)
大阪医科薬科大学 大阪高裁 H31.02.15	①賞与を新採の正職員の支給基準の6割を下回る支給しかなかったとき、②私傷病欠勤中の賃金が1か月分、休職給が2か月分を下回る(正職員は6か月間賃金満額、その後は休職給として2割支給)ときは不合理か？
メトロコマース 東京高裁 H31.02.20	①退職金を正社員と同一基準で算定した額の4分の1に相当する額すら支給しないことは不合理か？
日本郵便(東京) 東京高裁 H30.12.13	①年末年始勤務手当の支給の有無、私傷病欠勤の有給・無給の差は不合理か？ ②夏期・冬期休暇を付与されないことで損害が生じたか？
日本郵便(大阪) 大阪高裁 H31.01.24	①通算5年を超えて勤務しても、年末年始勤務手当・年始勤務に対する祝日給が支給されないことは不合理か？ ②扶養手当の有無は不合理か？ ③夏期・冬期休暇を付与されないことで損害が生じたか？
日本郵便(佐賀) 福岡高裁 H30.05.24	①夏期・冬期休暇の有無は不合理か？ ②そのことによって損害が生じたか？

争点は、概略右のとおり。
いずれも、有期契約労働者と無期契約労働者との間に存在する待遇差が、労働契約法20条に違反する「不合理なもの」である。

【受講(視聴)までの手順、視聴上のご注意など】

- (1) 受講(視聴)料のご入金を確認した後、①リアルセミナーは受講票を送信しますので、印刷して当日ご持参、または、スマホ等の受講票画面をご提示ください(資料は会場にて配布)、②Webセミナーは入金確認のお知らせを兼ねて「受講のご案内」を返信し、19日(月)、20日(火)に「受講票(Zoom招待URL)」「参考資料等の収納URL」を送信します(参考資料等は、ご自身でダウンロードするなどしてご活用ください)。
- (2) Webセミナーは、Zoomに対応できる端末でご視聴ください。なお、Zoomを事前にダウンロードし、画像や音声を調整しておくことで安心です(詳細は、申込み画面を参照)。視聴時には、不要な画面は格納するなどできるだけ良好な受信環境を整えてください。
- (3) Webセミナーのご視聴は1アカウント1端末です。転送・共有しようとしたことなどによるトラブル・クレームには対応できません。